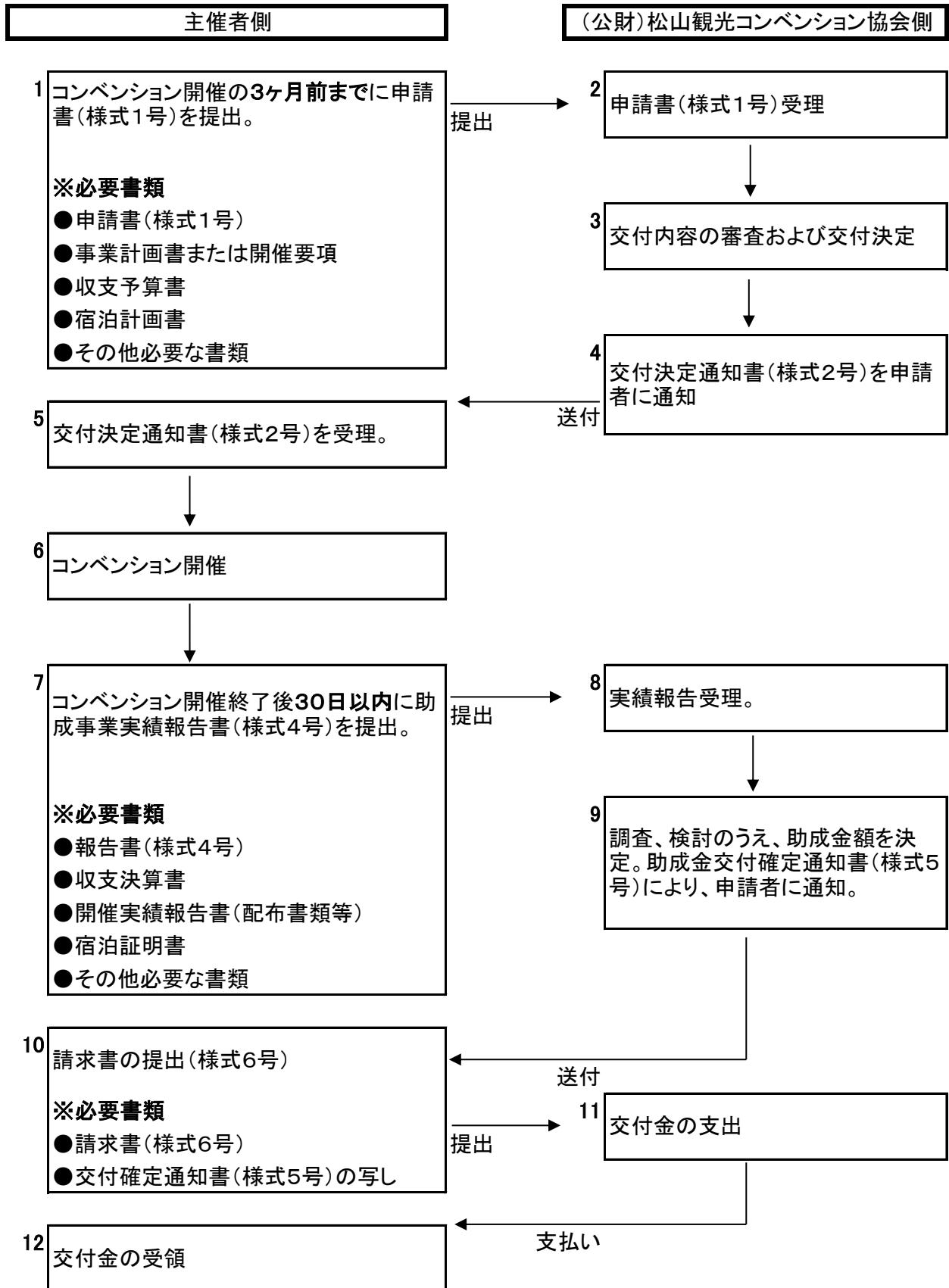


コンベンション開催助成金交付の流れ



注意事項

- 1のときに必要な収支予算書は、コンベンション開催全体の金額が分かるものとする。
 - ※ 助成額は、当該コンベンション開催経費の100分の20(千円未満は切り捨て)を限度としているため。

- 2～4までには最低1ヶ月ほどの期間を有する。

- 5～6の間に、コンベンション開催の変更があった場合は、その旨、変更申請書(様式3号)を提出すること。
 - ※ 変更申請書の提出がなく、変更があったと認められた場合、交付の決定を取り消す場合もある。
 - ※ ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

- 7において、開催終了後30日以内に必要な書類の提出がなかった場合、交付を取り消す場合もある。

- 8～9までには、1ヶ月以内に処理するものとする。

- 10においては、通知書の届き次第、提出とする。
 - ※ 通知書送付後、1ヶ月以内に請求書の提出がない場合、交付を取り消す場合もある。

- 11は請求書が届いてから2週間以内に処理するものとする。